

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

補助金の名称		犬山市住宅リフォーム補助金		市の担当部課	都市整備部都市計画課		
				問い合わせ先	0568-44-0331		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 9世帯		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市住宅リフォーム補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定	補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		市内の40歳以下の居住者に対して、今後も引き続き市内で居住してもらうために、住宅のリフォーム工事に対して費用の一部を支援することで、市外への転出減少を図る。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算		
		—	1,910,000 円	2,390,000 円	3,000,000 円		
		—	(1,910,000 円)	(2,390,000 円)	(3,000,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		40歳以下の若い世代が、市内居住のための住宅リフォーム費用の一部を補助する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		27,086,126 円			
		うち補助対象経費		27,086,126 円			
		補助対象経費の内訳		リフォーム 同居		24,784,266 円	
				リフォーム 同居以外		2,301,860 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率1/5			
		補助限度額		上限10万円(親と同居の場合は30万円)			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	事業後の一括支払としている。		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		40歳以下の若い世代が補助金の活用により、定住促進が図られ市外転出の減少につながる。					
その他参考事項		市内事業者が行う工事のみを補助対象としている。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和元年度の実績に基づき作成しています。